

## 答 申

審査請求人が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年7月26日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

平成27年9月に事務所において担当職員と面談しており、また、平成29年2月3日には、3回つごう3時間、担当職員と電話で話をしていくことから、そもそも本件指示がねつ造である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月8日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年1月7日	請求人から主張書面を収受
平成31年1月15日	審議（第29回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。
- (2) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、被保護者が前2項（同条1項及び2項）の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

そして、法施行規則19条は、法62条3項に規定する保護の実施機関の権限は、法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ

行使してはならないとしている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本通知は地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準。以下「課長通知」という。）によれば、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについて、保護の停止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえないとしている（課長通知第11・問1の答）。

## 2 本件処分について

これを本件についてみると、担当職員は、少なくとも平成28年11月25日に事務所において請求人と面接した日以降、本件指示（平成30年2月21日）に至るまでの間、1年以上にわたり、請求人と事務所において直接面接をすることも、請求人宅において生活状況等を直接確認することもできず、処分庁は、請求人に係る保護の要否の判定及び保護費の適正な算定が困難な状況であったことから、請求人に対し、法27条1項の規定に基づき本件指示を行ったものであり、本件指示は、請求人に係る保護の目的達成に必要なかつ合理的なものであると認められる。

そして、請求人が、本件指示に係る指示期限である平成30年3月2日までに指示事項の履行をしなかったことから、処分庁は、法62条4項の規定に基づき、請求人に対し、同月12日、保護の停止を行う予定であることを理由に、本件弁明通知書を送付したが、請求人は弁明日時までに事務所に来所することも、弁明をすることもしなかったことが認められる。

そのため、処分庁において、請求人が本件指示に係る指示期限までに指示事項の履行をせず、本件指示に従う義務（法62条1項）に違反したことを理由として、請求人に対する保護を停止すると判断したことは

相当である。

また、保護の停止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえないとされているところ（上記1・(3)の課長通知）、処分庁は、審査庁東京都知事の裁決を受けて、前回処分に係る保護停止日（平成30年3月2日）を、本件指示に係る指示期限（同月2日）の翌日に当たる同月3日に変更した上で、同月3日から請求人に係る保護を停止する本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来